

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ 17/2564

เรื่อง มาตรการส่งเสริมการลงทุนให้บริษัทที่ได้รับการส่งเสริม
จดทะเบียนในตลาดหลักทรัพย์แห่งประเทศไทย หรือตลาดหลักทรัพย์เอ็มเอไอ (mai)

(非公式訳)

投資委員会布告

第 17/2564 号

件名：被奨励企業がタイ証券取引所またはタイ証券取引所二部市場 (mai) に
上場することに関する投資奨励措置

仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号に引き続き、
被奨励企業がタイ証券取引所またはタイ証券取引所二部市場 (mai) に上場するために誘致する
ことを目的とし、

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条、第 18 条、および第 31 条の権限
に基づき、投資委員会は以下のように発布する。

第 1 項 第 31 条の第 1 段落に基づき法人所得税免除が付与され、かつタイ証券
取引所またはタイ証券取引所二部市場 (mai) に上場している被奨励企業に対し、さらに投資金
額 (土地代および運転資金を除く) の 100% の割合で、法人所得税免除恩典に追加する。

第 2 項 奨励を認可されたプロジェクトは収入が発生したか否かに関わらず、
本措置に基づき恩典申請が出来る。但し、追加恩典申請日時時点で法人税免除期間および法人税
免除金額枠の両方に第 31 条の第 1 段落に基づく恩典が残っていないなければならない。

第 3 項 本措置に基づき奨励申請する前に、タイ証券取引所またはタイ証券取
引所二部市場 (mai) に上場していること。尚、タイ証券取引所またはタイ証券取引所二部市場
(mai) への上場日とは、タイ証券取引所またはタイ証券取引所二部市場 (mai) がタイ証券取
引所またはタイ証券取引所二部市場 (mai) に当社の普通株式を上場株として受け入れることを
命じる日である。

第 4 項 仏暦 2565 年 (2022 年) の最終営業日までに本措置に基づき追加恩典を
申請すること。

第 5 項 本措置の発効日前にタイ証券取引所またはタイ証券取引所二部市場
(mai) に上場した企業は、本措置に基づく追加恩典の申請対象外とする。

尚、仏暦 2564 年 (2021 年) 2 月 10 日より有効とする。

公布日：仏暦 2564 年 (2021 年) 3 月 29 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

(プラユット・チャンオーチャー)

首相

投資委員会委員長